

日金協発 第令4-22号  
令和4年5月20日

各位

日本貸金業協会  
会長 今井 三夫

**「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び  
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正について**

この度、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」を、下記の改正等に伴い一部改正しましたのでご案内いたします。

なお、改正後の「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」は本日から施行します。

記

「個人情報の保護に関する法律」等の一部改正が令和4年4月1日に行われ、イノベーション促進の観点から、新たに「仮名加工情報」が創設されました。

以上

※ 改正内容につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますので、ご確認ください。

**【お問い合わせ先】**

日本貸金業協会 会員業務部 河合・林  
電話 03-5739-3014  
電子メール kaiin-gyombu@j-fsa.jp